

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第4号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和48年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																												
<p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内</u>（別表第1に掲げる特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備を除く。））にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（別に定める事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業種目</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">特定機能回復事業</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>林相転換特別対策（特定スギ人工林）</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業種目	事業内容	事業主体	補助率	[略]				特定機能回復事業	[略]			林相転換特別対策（特定スギ人工林）	[略]		[略]			[略]				<p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5年以内（別表第1に掲げる特定機能回復事業（保全松林緊急保護整備<u>その他別に定める事業</u>を除く。））にあつては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね10年を経過するまでの間に当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為（別に定める事業により整備した施設の維持管理のために必要な行為を除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ局長にその旨届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。</p> <p>(4) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>別表第1（第2条、第3条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th>事業種目</th><th>事業内容</th><th>事業主体</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">特定機能回復事業</td><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>林相転換特別対策</td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	事業種目	事業内容	事業主体	補助率	[略]				特定機能回復事業	[略]			林相転換特別対策	[略]		[略]			[略]			
事業種目	事業内容	事業主体	補助率																																										
[略]																																													
特定機能回復事業	[略]																																												
	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	[略]																																											
	[略]																																												
[略]																																													
事業種目	事業内容	事業主体	補助率																																										
[略]																																													
特定機能回復事業	[略]																																												
	林相転換特別対策	[略]																																											
	[略]																																												
[略]																																													
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																													

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、令和7年度分の補助金から適用する。